

障害者就労促進

関連する 2020 年までの目標

○障害者の実雇用率 2.0%

項目	2010 年度 実績	2011 年度 実績	2012 年度 目標	2012 年度 実績
①ハローワークにおける障害者の就職件数	52,931 件	59,367 件	前年度以上	68,321 件
②障害者の雇用率達成企業割合※1	45.3% (2011 年 6 月 1 日時点)	46.8% (2012 年 6 月 1 日時点)	43%以上 (2013 年 6 月 1 日時点)	集計中
③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※2)へ移行した者の割合	—	77.5%	60%以上 (※3)	61.7%

(備考)

※1 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】56人以上規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合

(注) 法定雇用障害者数に不足数が無いこと。

※2 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練

※3 2012年度より実績の集計方法を変更(前年度は集計から除いていた「3ヶ月以上連絡がなく、支援を自ら打ち切ったと考えられる者」を分母に追加)したため、前年度の実績との単純な比較は困難

2012 年度目標設定における考え方

① ハローワークにおける障害者の就職件数

2011 年度の実績見込みを踏まえ、少なくとも当該実績見込み以上となるよう設定。

② 障害者の雇用率達成企業割合

2013 年 4 月 1 日からの雇用率引き上げ(1.8%→2.0%)に係る影響が正確に推計できないため、直近の実績(2011 年 6 月 1 日現在)である 45.3%

を踏まえつつ、前回の引き上げ時（1998 年度（1.6%→1.8%））の状況を参考に目標数値を設定。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2011 年度新規事業であるため、2011 年度実績は参考にしつつも、複数年で事業の状況を見るために、前年度同様の目標を設定。

2012 年度より実績の集計方法を変更（前年度は集計から除いていた「3ヶ月以上連絡がなく、支援を自ら打ち切ったと考えられる者」を分母に追加）したため、前年度の実績との単純な比較は困難

施策実施状況

①ハローワークにおける障害者の就職件数／③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

○ ハローワークにおいて以下の取組みにより就職支援を実施

- ・ ハローワークが中心となり、地域の福祉、教育等の関係機関と連携して就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」
※チーム支援対象者数 19,082 人（2011 年度）→21,635 人（2012 年度）
- ・ 障害特性に応じたきめ細かな支援の実施（精神障害者雇用トータルサポーター、若年コミュニケーション能力要支援者就職支援プログラムなど）
※精神障害者雇用トータルサポーター
のべ支援件数 48,783 件（2011 年度）→60,464 件（2012 年度）

②障害者の雇用率達成企業割合

○ ハローワークにおいて雇用率達成に向けた厳正な指導を実施

- ・ 2012 年 1 月から雇入計画の作成期間を 3 年から 2 年に短縮。これまでと比較し、効率的かつ効果的な指導を実施。
- ・ 2012 年度については、11 年ぶりに企業名公表数が 0 社。

2012 年度施策実施状況に係る分析

① ハローワークにおける障害者の就職件数

2012 年度における就職件数は、68,321 人（前年度比 15.1%増）と過去最高を更新し、目標を達成した。障害者ごとの就職件数は、精神障害者（23,861 件：対前年比 26.6%増）の増加率が身体障害者や知的障害者を上回っている。

就職件数の増加については、(ア)就職を希望する障害者が増加していること、(イ)企業における障害者雇用への理解が進んでいること、(ウ)各種助成金の支給、職場適応援助者による支援、関係機関と連携した就職支援等の雇用

支援策の充実を図っていることなどが要因と考えられる。

また、精神障害者に関しては、(ア)2006年から実雇用率に算入できるようになったこと、(イ)精神障害者の雇用に係る企業の理解が深まってきていること、(ウ)各種助成措置、就職支援ナビゲーターや精神障害者雇用トータルサポーターの配置などにより、ハローワークにおいて積極的に雇用促進を図っていること、(エ)地域障害者職業センター等の支援機関による支援が充実してきたこと、などが考えられる。

(参考：障害種別ごとの就職件数)

身体障害者：26,573件(6.9%増)

知的障害者：16,030件(11.9%増)

精神障害者：23,861件(26.6%増)

その他の障害者：1,857件(33.4%増)

② 障害者の雇用率達成企業割合

2013年の障害者雇用状況報告(6月1日時点)の結果を踏まえて分析する予定。

なお2011年度の目標においては47%以上としていたが、2012年の障害者雇用状況報告(6月1日時点)で46.8%となっており目標に達しなかったもののほぼ同水準の実績となった。

これは、企業の理解が進んだことにより特に1,000人以上規模企業の達成企業割合が大きく伸びた(49.8%→57.5%)ことなどが理由として考えられる。

(参考：2012年の障害者雇用状況報告の結果)

・民間企業の実雇用率：1.69%(対前年差0.04ポイント上昇)

・雇用率達成企業割合：46.8%

・民間企業における雇用障害者数約38万2千人(対前年比4.4%増)

【障害種別ごとの雇用障害者数】

身体障害者：約29万1千人(前年比2.3%増)

知的障害者：約7万5千人(前年比8.7%増)

精神障害者：約1万7千人(前年比27.5%増)

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2012年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した

者は 8,572 人、うち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は 5,290 人の 61.7%であり、目標（60%以上）を達成した。

精神障害者トータルサポーターについては、グループ討議等を内容とする経験交流会を行うことにより、トータルサポーターの質の向上を図り、活動を促進したことなどによるものと考えられる。

※ 2012 年度より実績の集計方法を変更（前年度は集計から除いていた 3 ヶ月以上連絡がなく、支援を自ら打ち切ったと考えられる者）を分母に追加）したため、前年度の実績との単純な比較は困難。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、前年度を上回っており、目標を達成した。引き続き、ハローワークが中心となり福祉、教育、医療の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。また、法定雇用率の引き上げや改正障害者雇用促進法の影響により、今後も精神障害者等である求職者の増加が見込まれることから、これらの求職者について、就職支援ナビゲーターや精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援により、一層の雇用促進を図ることとする。

【2013 年度の施策】

2013 年度は（ア）中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化、（イ）障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化などを柱として、障害者に対する就労支援の充実を図っている。

具体的には、ハローワークと地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関の連携による「チーム支援」の推進やハローワークにおける精神障害者や発達障害者の専門員の配置などによるきめ細かな就労支援を実施している。

【（参考）2013 年度の目標・目標設定額の考え方】

目標値：前年度以上

目標設定の考え方：2012 年度の実績見込みを踏まえて設定

② 障害者の雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業割合は 2012 年度の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）において前年から増加しているが、達成企業割合が未だ半分に満たない状況である。加えて、2013 年 4 月から法定雇用率が 2.0%に引き上げられたことを踏まえ、ハローワークによる事業所に対する厳正な雇用率達成指導を実施する。

【2013 年度の施策】

障害者雇用の取組が低調である中小企業に対しては、中小企業を対象とした就職面接会や集団指導等を実施するなど、中小企業に重点を置いた取組を実施し、改善を図ることとする。

【(参考) 2013 年度の目標・目標設定額の考え方】

目標値：2014 年度の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）について、2013 年度の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）と比較して 1.5%pt 以上上昇すること

目標設定の考え方：雇用率達成企業の割合は、例年 1.2%pt 程度で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとして設定

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2012 年度実績の実績については 61.7%であり、目標である 60%以上を達成した。

これは、トータルサポーターに対しグループ討議等を内容とする経験交流会を行うことにより、トータルサポーターの質の向上を図り、活動を促進したことなどが理由と考えられる。

法定雇用率の引き上げや改正障害者雇用促進法の影響により、2013 年度以降も精神障害者である求職者の増加が見込まれることから、引き続き、目標達成に向けた進捗管理を徹底し、精神障害者の一層の雇用促進に取り組むこととする

【2013 年度の施策】

2013 年度は、精神障害者の新規求職申込件数及び就職件数の伸びを踏まえ、精神障害者雇用トータルサポーターによる支援体制を強化している。

【(参考) 2013 年度の目標・目標設定額の考え方】

目標値：60%以上

目標設定の考え方：より就職に困難な課題を抱える対象者が増加している状況にあることから、前年度目標を維持する。

分科会委員の意見

労働側の委員から、障害者雇用の促進と支援の必要な支援及び合理的配慮を確保するための対応を検討課題とすべきという意見があった。